

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年5月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(ハラスメントの禁止)

第3条 職員は、他の者を不快にさせる言動、他の者の就業環境を害する言動、言動への対応によって勤務条件等で不利益を与える行為等を行ってはならない。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)